

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

日本 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 637

TEL : (075) 354-0777・0770

第五長谷ビル3階 〒600-8411

FAX : (075) 354-0778

No. 5 Hase Building, Suiginyacho, Karasuma Shi-jo,
Shimogyo-ku, KYOTO 600-8411 JAPAN

E-mail : kyotosou@japitkyoto.jp

HP : <http://www.japitkyoto.jp>

2018年10月

2018.12.4

第93回専門セミナー

「中国税関調査の厳格化による税関リスクとその対応策」

2018年3月以来、中国税関は輸出入貨物税関申告書の数回にわたる書式改定により申告手続きの簡略化を図るほか、2017年7月の全国通関一体化の全面的実施、2018年2月の税関事前裁定管理暫定弁法の施行等を通じて税関制度の利便化に取り組んでいます。また、2016年10月の改正税関査察条例の施行により、輸出入通関申告後における税関査察の権限及び措置がさらに強化されるなど、中国税関による取締りは厳格化の傾向にあります。

特にここ数年間では、ロイヤルティの対外送金をめぐる取締りの強化を受けて、追徴課税を命じられる日系企業が急増しました。加えて、一連の通関改革措置の展開に伴い、事後査察を中心に日系企業を含む外資系企業に対する税関検査も実際に厳格化されています。HSコード（商品分類）、輸入貨物申告価格、保税貨物の取扱いなどをはじめとする問題において、税追納のみにとどまらず、税関密輸取締局により密輸罪（法人犯罪）の嫌疑で捜査が行われ、社員の身柄拘束など厳しい行政罰や刑事罰に処され、企業信用等級も格下げとなるケースも生じています。こうした点を踏まえ、日本本社においても実務の最新動向を注視しつつ、適切なリスク管理と迅速な対応が急務となっています。

今回のセミナーでは、長年日系企業の貿易コンプライアンス対策に取り組んでこられた、劉新宇弁護士を講師にお招きし、実際に外資系企業が直面したトラブル事例をもとに、近時の税関リスクとその対応策について日本語で解説していただきます。ご多用中とは存じますが、今回も多数ご参加賜りますようお願い申し上げます。

【講演内容】（予定）

- 一. 税関規制の最新動向
 1. 通関管理一体化改革
 2. 一括徴税制度
 3. 税関と検査検疫の統合
 4. 事前裁定制度
 5. 加工貿易監督管理改革
 6. 新税関信用管理制度と AEO 認証
 7. 自主申告

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

二. 最近の税関調査の実態と企業への影響

1. 税関調査の実態
2. 税関調査による企業への影響

三. ロイヤルティ追加納税など課税価格調整をめぐる問題

四. 外資系企業が輸出入業務で直面する問題とトラブル事例

- 事例 1. 中国輸入制限貨物の許可証なしでの輸入
- 事例 2. 関連会社間取引における課税価格の確定
- 事例 3. 修理保証費の取引価格への計上
- 事例 4. ハンドキャリーによる密輸行為
- 事例 5. 故意による輸入貨物の HS コードの虚偽申告
- 事例 6. 輸入貨物の技術的性能に関する不実記載
- 事例 7. 特定税減免設備の用途変更
- 事例 8. 加工貿易での保税屑国内販売価格の虚偽申告

五. 貿易コンプライアンスの対応策

【講師】

劉 新宇 氏（金杜法律事務所 中国弁護士
中国人民大学法学院税関・外貨法研究所共同所長）

<略歴>

上海復旦大学法学部卒業、

早稲田大学大学院修士課程（民法）修了。

1990 年中華人民共和国労働省に入省、同省直轄の大手国有
企業集団に勤務（総務副部長、法務部長を歴任）。

1995 年弁護士活動開始。

2000 年丸紅株式会社入社、法務部中国法顧問を務める。

2005 年パートナー弁護士として金杜法律事務所に入所、現
在に到る。

得意分野は、会社法務、企業 M&A、税関及び国際貿易、紛争解決で、最近では独占禁止法、反商業賄賂、労働法、税関・外貨管理関連にも注力。

中国政法大学大学院特任教授、中国人民大学法学院税関・外貨法研究所共同所長、「中国税関」専門家、中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁人、日本商事仲裁協会仲裁人、中国社会科学院法学研究所私法研究センター研究員、中日民商法研究会副会長、早稲田大学トランスナショナル HRM 研究所招聘研究員、中国・国家外貨管理局法律顧問、中華全国弁護士協会国際業務委員会委員としても活躍。多くの日中団体、多国籍企業の法律顧問を務める。

中国における税関法のほか、投資・貿易、紛争解決等に関する弁護士業務に長年にわたり従事する一方、その実務経験を活かし、研究活動にも注力。その成果は多数の著書、論文、講演等において示され、税関分野に関する近年の論文には、「中国税関事前裁定制度の実施に伴う日系企業の留意点（JMC JOURNAL 2018. 3）」、「厳格化する中国税関調査と頻発事例～日系企業として急ぐべき対応策～（JMC JOURNAL 2017. 5）」、「外資系企業の輸出入業務分野の最新動態——税関企業信用管理暫定弁法」に関する解説（BTMU 中国月報 2015. 2）」等が挙げられる。



日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

【日 時】2018年12月4日(火) 13:30~16:30

【会 場】京都商工会議所ビル 3階 第3会議室

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上る 電話 (075) 212-6420

【参加費】当総局会員企業 無料

その他 お一人 3,000円(当日会場にて申し受けます)

【主 催】日本国際貿易促進協会京都総局

【お申込み】下記参加申込書にご記入の上、開催2日前までに、FAX 又は Eメールにてお申し込みください。

尚、会場都合により先着30名様で締め切りとさせていただきます。

【お問合せ】日本国際貿易促進協会京都総局

kyotosou@japitkyoto.jp TEL:075-354-0777 FAX:075-354-0778

【ご 注 意】

参加お申込み後、前日までに連絡ないまま当日欠席された場合は、会員非会員にかかわらず、すべて、終了後、用意した資料をお届けし参加費を請求させていただきます。

【お知らせ】京都総局が主催または開催協力するセミナーにお申し込みをいただいた方には、今後京都総局より同様のセミナーなど京都総局の事業のご案内をさせていただきます場合があります。ご案内を希望されない場合は下記までご連絡下さい。

お問合せ：日本国際貿易促進協会京都総局 TEL：(075) 354-0777

~~~~~

(返信用) 日本国際貿易促進協会京都総局 行き

(FAX:075-354-0778 E-mail: [kyotosou@japitkyoto.jp](mailto:kyotosou@japitkyoto.jp))

## 第93回専門セミナー

### 「中国税関調査の厳格化による税関リスクとその対応策」

2018年12月4日(火) 13:30~16:30

## 参加申込書

標記のセミナーへ参加します

御社名：

事業内容：

ご芳名：

御役職：

郵便番号：

住 所：

TEL：

FAX：

E-mail：

ご質問等：